

原子力災害被災事業者（農林漁業者）に対する緊急支援措置について （仮払金）

平成23年5月12日

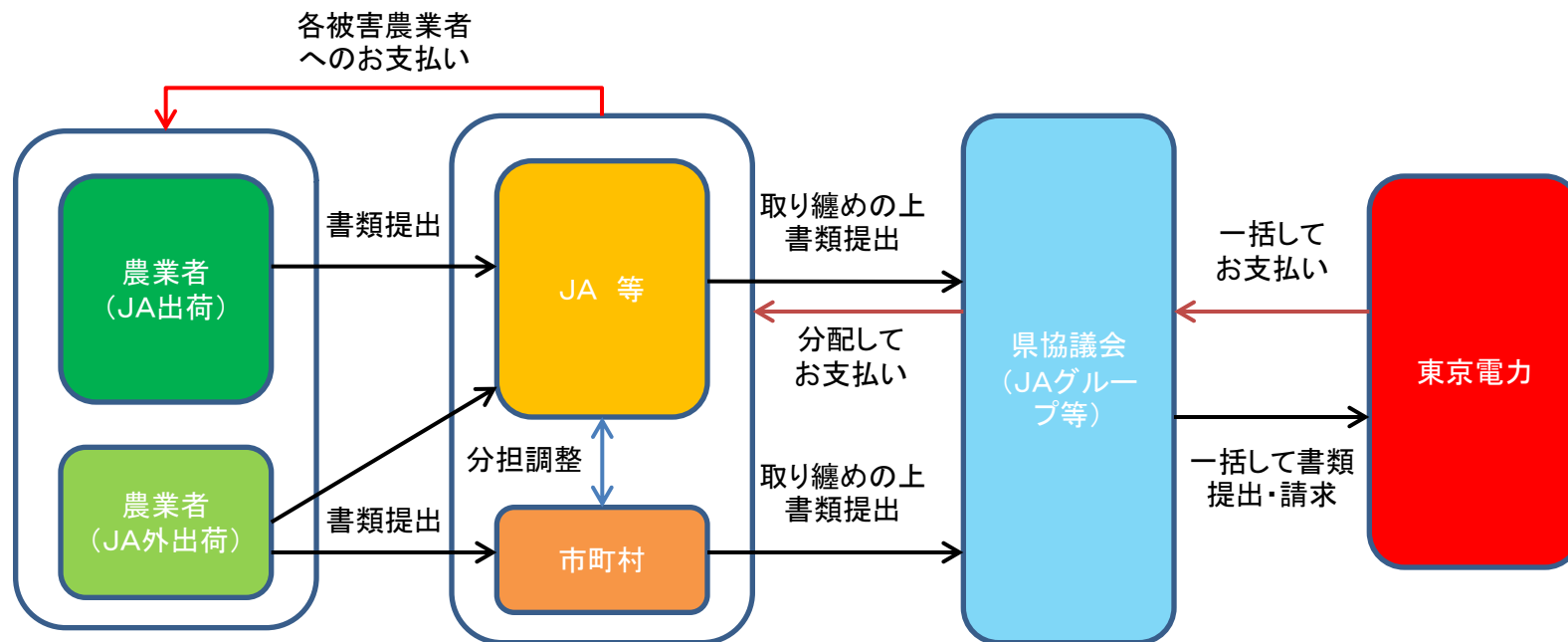
1. 仮払金概要

（1）仮払対象：第一次指針を踏まえた農林漁業者が被った営業損害

- ① 政府による避難等の指示により農林漁業者が被った営業損害（殺処分された又は死亡した家畜に係る財物価値の喪失及び処分費用を含む）
- ② 政府による航行危険区域設定により漁業者が被った営業損害
- ③ 政府等による出荷制限指示等により農林漁業者が被った営業損害

（2）仮払割合：一定比率

2. 仮払スキームのイメージ（例. A県の農業者が被った営業損害の場合）（→地方自治体及びJA等と調整し、地域の実情に合ったスキームを設定）



（注）JA外出荷の方からの個別請求のご要請についても、地元自治体等のご協力を頂きつつ、柔軟に対応を図ることとする。